

○ 湖南衛生組合公印規則

昭和52年 4 月 1 日

規則第 1 号

第 1 条 湖南衛生組合の公印は、別に定めのある場合を除く外、この規則の定めるところによる。

第 2 条 公印の名称、書体、寸法、用途及び管守者は別表第 1、公印のひな形は別表第 2 のとおりとする。

第 3 条 公印はすべて保管箱に納め、執務時間後は錠のかかる場所に保管し、管守者が責任をもつて保管しなければならない。

第 4 条 公印の調製、改刻又は廃棄は事務局長が管理者の決裁を経て行う。

2 公印を紛失又はき損したときは、直ちに管守者から事務局長を経て管理者に届け出なければならない。

第 5 条 別表第 1 中第 5 号及び第 6 号を除く外、公印を押なつしようとするときは、総務課庶務係長において公印押なつ簿（第 1 号様式）に所要事項を記入して書類と共に管守者に提示し、又は決裁済の原議書の所定欄に管守者の許可の印を得て使用しなければならない。

2 前項以外の公印の使用の場合は、管守者以外の使用を認めない。

3 前 2 項の場合において管守者は、決裁済の原議書と照比してその適正なことを確認した後でなければこれを使用させてはならない。

第 6 条 総務課長は、公印台帳（第 2 号様式）を備え、すべての公印を登録しなければならない。

第 7 条 この規則の定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 湖南衛生組合公印規則（昭和40年規則第 1 号）は、廃止する。

付 則（昭和57年 4 月 1 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成 4 年 9 月 28 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年 3 月 27 日規則第 2 号）

この規則は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

別表第1 (平19規則2・全改)

番号	名称	書体	寸法	用途	管守者	個数
1	組 合 印	古印体	方30ミリメートル	組合文書一般用	総務課長	1
2	管 理 者 印	同	方27ミリメートル	同	同	1
3	管 理 者 職 務 代 理 者 印	同	方25ミリメートル	同	同	1
4	副 管 理 者 印	同	方27ミリメートル	同	同	1
5	会 計 管 理 者 印	同	方24ミリメートル	組合出納関係事務用	会計管理者	1
6	監 査 委 員 印	同	方24ミリメートル	監査文書一般用	同	1
7	代 表 監 査 委 員 印	同	方26ミリメートル	同	同	1
8	事 務 局 長 印	同	方27ミリメートル	組合文書一般用	同	1
9	契 印	同	長30ミリメートル 短15ミリメートル	同	同	1

別表第 2 （平 19 規則 2 ・ 全改）

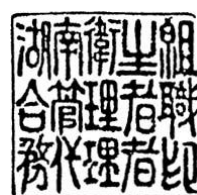
1



2



3



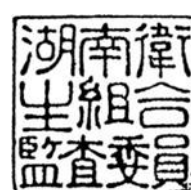
4



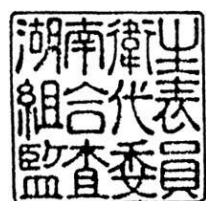
5



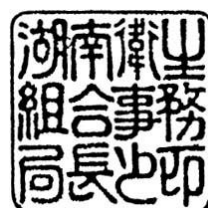
6



7



8



9



第 1 号様式

[illegible]

第 2 号様式

(公 印 台 帳)

[illegible]